

平成16年 1月23日

**「実務対応報告公開草案第 11 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」(平成 15 年 12 月 22 日)に対する意見**

前 略 いつもお世話になり有り難く御礼申し上げます。

さて、貴委員会平成15年12月22日付け首題の意見募集に対する意見をお送りいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

草々

「法人事業税の付加価値割および資本割につき、原則として販売費および一般管理費に計上する。ただし、合理的な基準に基づき売上原価(製造原価)に配分することができる」となっているが、「なお、重要性がない場合には「法人税、事業税および住民税」に計上することができる。」という文章を加えるべきである。

(更に言えば、法人税等に含めるのを原則として、その額が法人税等の額に対して大きくなる場合には、公開草案に記載した方法によっても良いと考える。)

(理由)

1. 法人事業税の付加価値割および資本割が所得割と概念が違うのは明らかであるが、同じ法人事業税をその構成する内容により「法人税、事業税および住民税」(以下法人税等という。)と「販売費および一般管理費」(場合により「製造原価」)に振り分けるのは煩雑であり、法人事業税の総額が把握しづらい。
2. 付加価値割および資本割の金額は、通常、法人税等の全体の額に比べそれほど大きくなることはないと思われるので、法人税等に含め問題はないのではないか。これが含まれていたとしても、法人税等の実効税率と税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率との差異調整の中でその分と住民税における均等割と合わせたものが開示されるため、財務諸表の利用者にとって情報が不足することはないと思われる。

以上